

奈良県こどもまんなかクラブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内のこども・若者が、奈良県こどもまんなかクラブ（以下「クラブ」という。）に登録のうえ、これらのこども・若者に社会の様々な取組に参画する機会・場を提供し、行政の政策や企業・団体の取組等に対して意見を表明するために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 クラブの実施主体は奈良県とする。

(実施機関及び管理者)

第3条 クラブに係る実施機関は、奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課とする。

2 クラブの管理者（以下「管理者」という。）は、奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課長とする。

(登録者)

第4条 クラブの登録者は以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 政策や取組等に対して意見を表明したり、社会の様々な取組に参画する意思をもち、自己の意思表示によって登録の申出（以下「申出」という。）を行う者。

(2) 申出を行う年度の4月1日現在において、奈良県内に現住所を有する又は在勤若しくは在学している小学1年生世代から29歳までの者。

(3) 未成年者にあつては、親権者又は保護者の同意がある者。

2 登録の有効期間は、申出を行う日の属する年度の3月31日までとする。

(申出の手続き)

第5条 申出は、奈良スーパーアプリ又は意見交換プラットフォーム「ミライの起点」を通じて行うものとする。

(変更及び退会の届出)

第6条 登録者は、登録した内容に変更があったときは、奈良スーパーアプリ又は意見交換プラットフォーム「ミライの起点」を通じてその変更内容を届け出るものとする。

2 登録者は、クラブを退会しようとするときは、奈良スーパーアプリ又は意見交換プラットフォーム「ミライの起点」を通じてその旨を届け出るものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 登録者の個人に関する情報の取扱いについては、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号）に従う。

(資料等の提供)

第8条 登録者に対しては、政策に関する各種資料等の提供を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。